



移住定住促進に向けて
桂川町移住定住奨励金等
交付事業について

企画財政課 企画広報係 ☎65・1085

桂川町では、左記の【交付の要件】を全て満たし、まちづくりや地域づくりに参画いただける世帯に対して、移住定住奨励金等を交付する「桂川町移住定住奨励金等交付事業」を実施しています。

対象の世帯には、事業案内に関する書類等を5月下旬に郵送してありますが、未申請の方には12月に再度通知しておりますので、ご確認のほどよろしく申し上げます。また、本事業に関して、該当の有無などご確認したいことがあれば、お気軽にご連絡ください。

【交付の要件】次の要件を全て満たす世帯

- ① 令和4年1月2日～令和5年1月1日の期間に、床面積50㎡以上の生活の本拠となる居住用住宅を購入した世帯
- ② 世帯員等が桂川町の住民基本台帳に登録され、対象住宅に住民票を移していること
- ③ 申請日において、町税等の滞納がないこと
- ④ 行政区に加入していること
- ⑤ 暴力団員でない、または暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと



若年者専修学校等技能習得資金貸与制度
経済的な理由による就学
困難者へ資金を貸与します

学校教育課 教務係 ☎65・1149

経済的な理由により、専修学校や各種学校（県が指定する学校）での就学が困難な方は、「就学資金等の貸与制度」を利用することができます。

【対象】次の①、②をすべて満たす方

- ① 令和6年3月に中学・高校を卒業した人
または令和5年度に高校を中退した人
- ② 以下のいずれかの収入基準に該当する方
 - ・生活保護法に基づく保護を受けている世帯
 - ・市町村民税が非課税とされている世帯
 - ・市町村民税が減免されている世帯
- ・世帯の収入が生活保護基準額の1.5倍以下の世帯

【申込期間】4月1日(月)～4月30日(火)

【貸付金額】

- ・ 入校支度金…10万円
- ・ 就学資金(月額)専修課程…5万3千円
- ・ その他課程…3万円

※その他詳細につきましては、お問合せください。



令和6年度分 就学援助申請
児童・生徒の就学援助制度
お気軽にご相談ください

学校教育課 教務係 ☎65・1149

小・中学校に在学中または入学予定の児童・生徒がいる家庭で、経済的な理由により学用品費や給食費等の納入が困難な方は、「就学援助制度」を利用することができます。

【持参品】

- ① 世帯全員分のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- ② 申請者の身分証明書(運転免許証など)

【申込期間】2月13日(火)～4月30日(火)

※【入学準備金の4月支給を希望する方について】

希望者については、入学準備金に限り4月に受給することができます。

- ③ (持参物)前記の持参物のほか次の書類が必要
- ③ 口座振替依頼書(振込用通帳)
- ④ 前年に収入のあった世帯全員の源泉徴収票
または、確定申告の写し

【その他】期日を過ぎても申請の場合、支給開始

時期が遅くなるほか、一部の就学援助費を受けられない場合があります。